

資料

富社協第 号
令和8年 4月16日

正・副町会長 各位

社会福祉法人
富士見市社会福祉協議会
会 長 大久保 勇次

令和8年度富士見市社会福祉協議会会員会費増強運動について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会の事業推進には格別なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

当会の会費は、富士見市の地域福祉活動を推進するための貴重な財源として、市民サービスを始め、地区社会福祉協議会（地区社会福祉協議会未設置町会は町会）活動や多世代交流事業等に使用させていただいております。

ご多忙のところ大変恐れ入りますが、戸別封筒方式による会員会費増強運動にご協力いただきますようお願いいたします。

富士見市社会福祉協議会会員会費増強運動

説明用資料（正・副町会長）

令和8年度富士見市社会福祉協議会会員会費増強運動について（ご依頼）

実施期間

6月1日～6月30日

会員会費について

- ・社会福祉協議会が推進する地域福祉事業費として主に使わせていただきます。
- ・全戸会員加入を目指しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
- ・会員の種類と会費額

普通会員	年一口	500円以上
特別会員	年一口	1,000円以上
賛助会員	年一口	10,000円以上

募集方法

- ① 戸別封筒方式により実施いたします。
※町会より一括納入の場合は、封筒に限らないこととします。
- ② 資材は世帯数分の封筒、チラシをお届けいたします。
 - ・資材は5月15日（金）までにお届けいたします。
 - ・封筒、チラシは、6月号の広報とあわせて配布していただけますようお願いいたします。
 - ・事前に班長会等で資材を必要とされる場合はお申し付けください。
- ③ 回収していただいた封筒は、封を開けずに富士見市社会福祉協議会までお届けください。
その場で封筒の枚数を確認し、預かり書を発行いたします。
なお、ご連絡をいただければ職員が受け取りに伺います。
- ④ 受け取りは祝祭日を除く月曜日から金曜日の9時から17時とさせていただきます。

7月8日(水)を目安にお取りまとめをお願いいたします。

その他

- ① 資材が不足した場合は、お届けいたしますのでご連絡ください。
- ② 会員として登録いたしますので封筒に氏名・住所をご記入いただきますよう、お伝え願います。
- ③ 特別会員・賛助会員にご加入された方ご希望の方には、後日会員之章とお礼状を送付いたします。

問合せ先：富士見市社会福祉協議会 法人運営グループ

Tel 049-254-0747 fax 049-255-4374

その気持ちに、 ありがとう。

社会福祉協議会は、社会福祉法という法律に基づいて全国各地に設置されている民間の非営利法人です。富士見市社会福祉協議会は市民の皆さまとともに、このまちの地域福祉を推進しています。

お預かりした会費は、だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくりのために、多岐にわたって活用されます。

地域活動の第一歩となる会員会費に、ぜひ皆さまのご協力をお願いいたします。



富士見市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「うさみん」

● 会員会費の活用例 ●

地域ぐるみの 支え合い

社協が行う事業
の運営費用とし
て



地域活動の 応援

地区社協への活
動助成として



地域交流の 場づくり

地域交流事業
「ぱれっとあき
まつり」の運営
費用として



福祉機器の 貸出

貸出用車椅子や
福祉体験セット
などの修繕・維
持費用として



市民活動の サポート

ぱれっと複合機
の維持費用とし
て



伝える・伝わる 広報活動

広報誌発行やホ
ームページの運
営費用として



社協の会員会費にご協力をお願いします

富士見市社協



「人と人をつなぐ 人と地域をつなぐ 身近な相談窓口」

社会福祉法人

富士見市社会福祉協議会

〒354-0021 埼玉県富士見市大字鶴馬1932-7

市民福祉活動センター「ぱれっと」内

☎ 049-254-0747 ☎ 049-255-4374

🌐 <https://www.fujimi-shakyo.or.jp/>



社協ホームページ

Q. 「社協会員」って何をやるの？

A. **会員になったからといって、特に何かをしなければならないということではありません。**
 社協の理念・事業に賛同し、会費で社協を側面から支えてくださる方々のことを「社協会員」と呼んでいます。会員の加入は強制ではなく、任意です。

Q. 毎年自宅に封筒が届くのはなぜ？

A. **どなたでも気軽に地域活動にご参加いただけるよう、毎年封筒を全戸配布しています。**
 社協会員は4月～翌3月までの年度ごとの更新制です。毎年5～6月頃に実施する会員会費増強運動の一環として封筒をお届けしていますが、会費の納入は通年受け付けています。

Q. いくら入れたらよいのか分からない……

A. **ご協力いただける範囲内をお願いしております。**
 会員の種類ごとに基準となる金額を設けておりますが、必ずその金額でなくとも構いません。ぜひ少額からでも、自分の地域をよりよくする活動の第一歩としてご検討ください。


Q. 封筒を預けるのは不安だな……

A. **信頼のおける町会や地区社協の方々のご協力により、社協まで安全に届けられます。**
 未開封のまま届けられた封筒は、複数職員の立ち会いのもと、開封・集計作業を行います。集計結果は町会や地区社協の代表者さまへお送りするほか、社協のホームページにて公開しています。

会員の種類

▶▷ 個人または団体の方は	
普通会員	自分の地域をよりよくする一歩に 500円から
特別会員	福祉活動を推進する力に 1,000円から
賛助会員	事業継続の大きな支えに 10,000円から
▶▷ 施設や企業・法人の方は	
団体会員	社会貢献の一環として 5,000円から
法人会員	地域と歩むパートナーとして 10,000円から
※500円未満は寄付扱いとなります ※領収書の発行は希望者のみとなります	

会費の納入方法

納入方法	お手続きの流れ	メリット・特徴
地域の担当者さまへお渡し	全戸配布される専用封筒に会費を入れ、 町会や地区社協の方、班長さま等 へお預けください。	自宅にいながら、お近くの役員さまを通じて手軽に納入いただけます。
社協窓口へご持参	本会(社協)の事務局窓口 まで直接お越しください。	領収書がその場ですぐに必要な方や、職員に相談・質問がある方に最適です。
オンライン決済	寄付プラットフォーム「 Syncable(シンカブル) 」より、カード決済等で納入ください。	24時間いつでもどこでも納入可能です。 



社協や地域の活動は
各種SNSにて発信中！
ぜひご覧ください



X(IB:Twitter)



Instagram



YouTube

—— 人と人をつなぐ人と地域をつなぐ身近な相談窓口 ——

社会福祉法人 富士見市社会福祉協議会 会員会費のお願い

普通会員 (500 円以上) / 特別会員 (1,000 円以上) / 賛助・法人会員 (10,000 円以上)

【確認事項】 該当するものに☑をお願いします

- 広報誌等に名前の掲載を許可します (賛助・法人会員の方のみ)
- 会員シールを希望します (特別・賛助・法人会員の方のみ)
- 領収書を希望します (希望者の方のみ)



富士見市社会福祉協議会HP

ご協力よろしくお願ひいたします!



富士見市社会福祉協議会
マスコットキャラクター「あひちゃん」

ふりがな
お名前：

ご住所： 富士見市

※ご記入いただいた内容は、社協事業以外の目的には使用しません。また許可なく第三者に提供しません。

T354-0021

富士見市大字鶴馬1932-7 市民福祉活動センター「はれっこ」内

TEL: 049-254-0747 FAX: 049-255-4374

協力：各地区社会福祉協議会 各町会

社協記入欄: